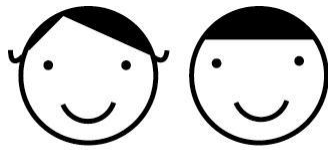
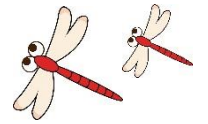




栃 県 児 連 通 信



TOCHIGI no JIDOUKAN

平成30年度
第2号

発行者 栃木県児童館連絡協議会
会長 古川 勉
発行日 平成30年9月26日

厳しい夏の暑さも少しずつやわらぎ、秋を感じる今日この頃、児童厚生員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。怒濤の夏休みが終わり一息つけていると良いのですが。さて、県児連ではこの秋、ブロック研修会及び児童館・児童クラブ職員研修の開催を予定しています。児童厚生員の皆様にとって実りある研修となりますよう実施して参りますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

会長あいさつ

栃木県児童館連絡協議会会長 古川 勉

日本における児童館の活動は、昭和23年に児童福祉法が施行され、地域における子どもの余暇活動の拠点として、また健全育成活動を行う場として社会的に認知されて行きました。現在では、全国に約4600を数える施設数となり、児童福祉施設として保育所に次いで多い施設となっています。

児童館は、子どもたちに遊びと場所を保障します。遊びは、子どもの人格的発達を促すうえで欠かすことのできない要素であり、遊びのもつ教育効果は他でも補うことができないと言われています。子どもたちは遊びを通して考え、自主性・社会性、そして創造性を身につけます。また、教育の中でも注目されている自立の要素が、遊びの中に含まれています。

子どもの生活が安定するには大人の理解と協力が重要であり、親のグループやジュニアボランティアを育成するとともに、諸機関や団体との連携を図り、子どもや子育てに優しい総合的な福祉機能をもつ、児童施設が求められています。

子どもたちが放課後を安心して過ごせる居場所づくりや、午前中の幼児クラブ活動など親子への支援活動も重要です。また、不登校・いじめへの対応や虐待など深刻な問題の早期発見の場としても期待されるなど、家庭や学校、児童相談所等と連携し、子ども1人ひとりの状態を観察し、個々のペースに応じて自立していくことができるような職員（児童厚生員）のサポートも大切です。

今年は、児童福祉法が施行され70年を迎え節目の年となります。また、世界人権宣言も70年目を迎えます。そして、子どもの権利条約31条2項には「児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する」と書かれています。このことから、栃木県児童館連絡協議会は「子どもは社会の一員として処遇され、子どもに最善の利益と権利を保障」を確認する取り組みの年と考えます。

ブロック研修会のお知らせ

以下の場所・日程で研修会が行われます。申込みを受け付けておりますので各児童館に送付されている「研修会の開催について」をご覧ください。

- 第1ブロック 矢板児童館 11月21日(水) 9:35~12:00
「おやこエアロビクス」
- 第2ブロック 壬生町児童館 1月18日(金) 9:35~12:00
「押し花あそび」
- 第3ブロック 大平みなみ児童館 11月16日(金) 9:35~12:00
「渡良瀬遊水池の自然体験・ミニよしづくり」



県内児童館紹介

所在地 〒327-0804
佐野市犬伏下町 1765-1
電話 0283-21-1668
開館時間 9:00~17:30
休館日 毎月第3土曜・第3日曜
祝日(こどもの日は除く)、年末年始

第26回 佐野市 東児童館

東児童館は、佐野市街の東側（犬伏下町）にある小型児童館です。周辺には小学校、保育施設などがあります。施設内はおもちゃやゲーム(野球盤、サッカー盤)があるホール、読書が楽しめる図書室、併設するこどもクラブのためのこどもクラブ室があります。また、館外には築山のある庭があり、一輪車に乗ったり、ボール遊びをしたり縄跳びやサッカー・バスケットボールと、子どもたちが安心して遊ぶことができます。

行事としては、毎週木曜日に行っている乳幼児の親子を対象にした子育て教室や東児童館フェア、七夕まつりなどの季節の行事も行っています。

これから行われる、秋祭りは子どもたちが楽しみにしている行事です。そこでは、いもフライやわたあめ、かき氷などの模擬店や、ゆるキャラのさのまるもやって来ます。それに合わせ、子ども総合科学館と連携して忍者道場を行い、秋祭りを盛り上げます。

クリスマス会



子育て教室
ミニ運動会



マクドナルド防犯教室



豆まき会



遊具貸出 随時、受付しております。科学館ホームページでも紹介しております。10月11月は空きがありますので活用ください。



各種お問い合わせは 栃木県児童館連絡協議会 事務局
(子ども総合科学館内・育成課) まで
TEL 028-659-5555 FAX 026-659-5353